

平成23年度 労働災害防止活動の心得

【安全衛生スローガン】 指差しで 気持ち引き締め **事故防止**
 必ず確認 自己行動

【基本方針】 不安全行動をしない(注意し合う)

【目標】 労働災害ゼロ

玉掛ワイヤーロープ点検色	
緑	1月・4月・7月・10月
黄	2月・5月・8月・11月
赤	3月・6月・9月・12月

【活動表の使い方】 作業前に、当日の作業に該当する活動にチェックを入れ、全員で「指差し確認」を行う。

チェック	労働災害防止活動表 (確認事項)	実施者
	【1】転落・墜落災害防止対策	
	1. 足場は、作業開始前に点検を行い、その結果を記録・保存する。	現場責任者
	2. 脚立に足場板を渡して作業床として使用する時は、結束固定する。	全 員
	3. 足場板の種類に応じた積載荷重を表示し、周知徹底する。	現場責任者
	4. 足場には、適切な手すりや幅木等を設置する。	全 員
	【2】建設機械等災害防止対策	
	1. 持込機械の点検が実施されていることを確認する。	現場責任者
	2. 運転席から離れる時は、エンジンを止め鍵を抜く。	運 転 手
	3. 転落又は接触のおそれがある場合は、誘導者を指名配置する。	現場責任者
	4. 建設機械は、正しく使用する。(用途外使用をしない)	運 転 手
	【3】クレーン等災害防止対策	
	1. 吊り荷の種類に応じた玉掛を行う。(バランスを崩さない吊り荷の固定)	全 員
	2. 吊り荷の下や旋回範囲内には、立ち入らない。	全 員
	3. アウトリガーは、最大に張り出す。(据付地盤の強度確認)	運 転 手
	【4】崩壊・倒壊災害防止対策	
	1. 地山掘削作業は、安全勾配を保ちながら行う。	運 転 者
	2. 作業開始前には、地山の点検(浮石・き裂・湧水等)を行う。	作業主任者
	3. 崩壊のおそれがあるときは、土止め支保工等を設置する。	作業主任者
	【5】機械・電気災害防止対策	
	1. 機械装置を使用する時は、事前に正しい使い方を確認する。	全 員
	2. 作業に適した保護具(保護メガネ・マスク等)を使用する。	全 員
	【6】交通事故防止対策	
	1. 飲酒運転・シートベルト無着用及び運転中の携帯電話使用は禁止。	全 員
	2. 道路状況に応じた防衛運転を行う。(車間距離・スピードの出し過ぎ)	全 員
	3. 運搬車両は、過積載による違法運行は禁止。(積荷高さも遵守)	全 員
	【7】その他	
	1. 作業開始前までに作業手順書を整備し、関係者に周知する。	現場責任者
	2. 作業主任者を必要とする作業は、当該有資格者を選任し、氏名と職務を掲示する。	現場責任者
	3. 作業開始前にリスクアセスメントKY活動を行い、作業終了時にヒヤリ・ハット報告を行う。	全 員
	4. うっかり・ぼんやり災害防止の為、「指差し確認」を実行する。	全 員
	5. 安全靴を着用する。(作業の性質上着用が困難な場合は、現場責任者の判断)	全 員
	6. 喫煙は指定された場所で行う。(くわえタバコ厳禁)	喫煙者全員